

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな) さんせいとうかがわだいにしぶ

1 政治団体の名称 参政党香川第2支部

2 主たる事務所の所在地 香川県高松市成合町451-1

中原マンション103

3 代表者の氏名 (姓) (名)
大江 康夫

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
豊原 千代子

事務担当者の氏名

(姓) (名)
松本 洋美

(電話) 090-1324-0745

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 (姓) (名) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |
| 公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名) |
| 公職の種類
(現職・候補者の別) |

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

-7.3.-5

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前 年 か ら の 繰 越 額)	0
(本 年 の 収 入 額)	0
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領 収 書 等 の 写 し
- 2 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 7 月 5 日

政治団体の名称 参政党香川第二支部

会計責任者の氏名 豊原千代子 

代表者の氏名
(解散の場合のみ)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置(例えば記名押印)を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 解散の場合のみ、代表者も記名押印又は署名をすること。
- 3 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあっては、領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込み明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。